

資料 1	専門家会合（第 2 回）
	平成 25 年 9 月 5 日

「肝疾患による障害年金支給認定基準の改定に関する意見書」

ヒアリングの意見

2013年9月5日

日本肝臓病患者団体協議会

赤塚 堯

肝臓病患者会の全国組織「日本肝臓病患者団体協議会」（略称、日肝協）の赤塚と申します。患者会を代表して意見を述べさせていただきます。

このたびは私どもの意見書に関してヒアリングの時間を設定していただき、患者の生の声をきいていただけることになりとても有り難く思っています。

肝疾患の患者は常に病気に対する大きな不安、仕事や日常生活に対する心配を抱えています。病気は本当に治るのだろうか、肝硬変や肝がんに進行するのではないか、いつまで生きられるのか、仕事は続けられるのか、生活を維持していけるのかなど、いつも葛藤しながら暮らしています。今回の障害年金支給認定基準見直しに当たり、病気と闘う患者の不安や心配を少しでも支えてくれるものとして、障害年金の趣旨に則った認定基準の改訂を実現していただきたいと切に願っています。

前回の専門家会議を傍聴し、委員の皆様の意見を拝聴して感じた点も含めていくつか意見を述べさせていただきます。

一つは第一回専門家会議で議論になった「慢性肝炎を障害認定の対象」から外すかどうかの問題です。私自身も平成14年改訂以前の認定基準で障害厚生年金3級を受給していた経験がありますが、当時と比較すれば現在は肝炎の診断、治療は格段に違いますので「慢性肝炎」の対象者は当時のようには多くはないと思いますが、しかし実際にはIFN治療をしても効果がなく、副作用と後遺症に苦しみ、AST,ALTが下がらず、強ミノCを打ち続けている難治性の肝炎患者さんが少なくありません。（*例）また、私どもの提出した意見書に述べてあるように初期の肝硬変であるにもかかわらず「慢性肝炎」と診断される例も多々あります。第1回の会議では「慢性肝炎」を対象から削除するという意見もありましたが、検査データで一律に外すことは本来障害年金の対象になる救済すべき患者を排除することになりかねません。慢性肝炎を障害認定の対象にぜひ残していただきたいと強く要望いたします。

第1回の会議では議論になりませんでした。インターフェロン治療中の場合の認定基準も明確に設けてほしいと思います。

また、同じく「自己免疫性肝炎」についても最近、若い人に患者が増えている

ように思いますので独自の認定基準を検討していただきたいと思います。

二つ目は検査値についてですが、チャイルド・ピューの基準をベースに検討するとしています。ただ、チャイルド・ピューのみの検査値だけでなく、肝疾患特有の症状を表わす検査項目も加えて検討するという意見もあったかと思えます。いずれにしろ肝疾患の実情に合致した、現在の医療水準に沿った認定基準になるようご検討くださることを願っています。

三つ目に第1回の会議で配られた資料の国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第13節/肝疾患による障害）の「認定基準」の説明にあります、「肝疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するもの、と記述してありますが、要するに検査値のみで認定の判断をすることのないよう、私どもの意見書に述べているように肝疾患に関しては独特の臨床症状や身体症状についても判断をする上で重視していただきたいと願っています。

最後に、専門家の先生に対する意見ではありませんが、この「障害年金制度」の周知徹底をお願いしたいことです。障害年金の対象になるにもかかわらず、「制度を知らなかった」「手続き方法がわからなかった」「該当しないと思った」などの理由で受給権があるのに申請せず、未受給となっている肝疾患の患者がいます。これは最近、厚労省が実施した、すべての身体障害者を対象に行ったサンプル調査（2011年11月～2012年2月）でも明らかです。ぜひ、周知徹底をお願いします。

以上よろしく申し上げます。

*O・Hさん 男 58歳

初診 2006年6月 医療機関 都内の専門病院

診断名 慢性C型肝炎（1b）AST,ALTが高く、200前後あり。

治療 ペグインターフェロンをはじめ、各種のIFN治療を試みるもウイルス排除出来ず、副作用、後遺症に苦しむ。肝機能が高値のまま数年継続。現在、強ミノCを週三回注射して、ようやくAST,ALTが50前後まで下がってきた。しかし病状は肝硬変の初期に進展している。

治療 検査やIFN治療の繰り返し、強ミノC注射などこの間、何度も入院をし、通院を続け仕事が出来なくなり、32年間勤めた会社を51歳で早期退職せざるを得なくなった。収入はなくなり、同居の母親の年金、障害を持つ兄の手当で生活している。病状、年齢、治療を継続する上でも仕事に就くのは困難な状況にある。

障害の程度 「労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当し、障害厚生年金の3級が受給できるはずだが、制度の存在を知らず未申請である。